第六十八条の九の二第二項第三号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第二項第三号
法第六十八条の九の二第三項又は	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第三項又は法
法第六十八条の九の二第八項第三号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第三号
同条第三十三項」とあるのは「	同条第三十三項」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧効力措置法施行令」という。）
第三十九条の三十九の二第十三項	旧効力措置法施行令第三十九条の三十九の二第十三項
「第六十八条の九第七項」とあるのは「	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧効力連結措置法
法第六十八条の九の二第六項	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第六項
法第六十八条の九の二第八項第七号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号
同条第三十六項」とあるのは「	同条第三十六項」とあるのは「旧効力措置法施行令
第三十九条の三十九の二第十六項	旧効力措置法施行令第三十九条の三十九の二第十六項
第五項	
法第四十二条の四の二第七項の	旧効力措置法第四十二条の四の二第七項の
法第四十二条の四第十一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項
前条第二十七項	新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項
同法第四十二条の四の二第七項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条　新令第二十七条の五第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十二条の五第一項第一号ロに掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項第一号ロに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の特定再開発建築物等の割増償却に関する経過措置）

第十八条　改正法附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十七条の二（第三項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第二十九条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十項中「法第六十八条の三十五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」と、「第三十九条の六十四第五項」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の六十四第五項」とする。

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除に関する経過措置）

第十九条　新令第三十九条の四第三項の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　特例民法法人は、新令第三十九条の四第三項に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、同項の規定を適用する。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第二十条　新令第三十九条の二十二第二項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第三号に定める日以後に支出する同項第十二号に掲げる業務に係る基金に充てるための負担金について適用し、法人が同日前に支出した旧令第三十九条の二十二第二項第十二号に掲げる業務に係る基金に充てるための負担金については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十一条　新令第三十九条の三十九第九項（新令第二十七条の四第八項第一号、第五号及び第八号に係る部分を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する新令第三十九条の三十九第十項第二号に規定する試験研究費及び同項第三号に規定する費用について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧令第三十九条の三十九第十項第二号から第四号までに規定する試験研究費については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第二十二条　改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の九の二（第七項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の三十九の二（第五項及び第十八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項	
法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第十一項の	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第十一項の
における前条第七項	における租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令（以下この条において「新租税特別措置法施行令」という。）第三十九条の三十九第七項